

チェコにおけるプレス法の改正に関する考察 ～社会主義システムに基づくプレス観の継続～

明治学院大学社会学部附属研究所・研究調査員 清水 真

1. 本論の目的・構成

本稿の目的は、中欧でかつて社会主義体制を敷いていたチェコで2002年に改正された「定期刊行物の発行に関する権利及び規定、およびいくつもの修正に関する法律（通称プレス法、以下プレス法と記す）について、試訳を行い、さらに考察を加えることにある。本稿執筆開始当初は、社会主義時代との関連性を視点の軸として、プレス法の社会的機能を考察することを視野に入れていたが、チェコのプレス法についてはこれまで邦訳がないことから⁽¹⁾、まずは同法の試訳を活字化して検討の素材として整理し、さらに旧チェコ・スロヴァキアおよび分離独立後のチェコ共和国のマス・メディア状況の概観を記述することにした。本論は、2、3章において、社会主義におけるメディア空間の特質を概観し、4章では社会主義社会が崩壊した後の変容ぶりをプレス界を中心に跡付ける。5章で改正されたプレス法について考察を加え、6章では1996年プレス法との比較を試みる。そして7章で、2000年プレス法改正後のプレス界の状況を簡単に述べ、末尾にプレス法の試訳を掲載する。「プレス法」の社会的機能に関する考察も本稿に盛り込むが、より深い考察は稿を改めることにする。

2. 社会主義体制下における「表現の自由」の位置づけ

1989年の体制転換以前においてチェコ・スロヴァキアが社会主義体制を採用していたことは憲法に記されており、マス・コミュニケーションについての考え方はこの原則に支配される。

共産党の政権掌握後、1960年に制定された『チェコ・スロヴァキア社会主義共和国憲法』（1960年憲法）は、「チェコ・スロヴァキア社会主義共和国は、労働階級を先頭とする労働者、農民およびインテリゲンチヤの固い結合に基礎をおいた社会主義国家である。」（チェコ・スロヴァキア社会主義共和国憲法第1条、1960年7月11日採択）と謳っている。また、チェコとスロヴァキアの各共和国からなる連邦制を採択した1968年憲法も、「チェコ社会主義共和国およびスロヴァキア社会主義共和国と同様に、チェコ・スロヴァキア社会主義共和国は、社会主義的民主主義の原理に基礎づけられる。それらの政治機構は原則的には同じである。」（チェコ・スロヴァキア連邦に関する1968年10月27日付憲法的法律、第143号第2条1項）と定めている。

チェコ・スロヴァキアにおける「表現の自由」は、マス・メディアやその他の意思表示をする手段へのアクセスを可能とすることによる保証され则认为される。

〔1〕公的生活の全ての分野での表現の自由、

特に言論および出版の自由は勤労人民の利益との一致において、全ての市民に保障される。これらの自由は、市民がその個性と創造的努力をさらに発展させ、国家の行政および国土の経済的文化的発展に積極的に参加することを可能にする。この目的のために、集会の自由、ならびに街頭行進および示威行進の自由は保障される。

(2)これらの自由は、勤労人民および諸団体が、出版者、印刷所、公共建造物、公会堂、集会広場、ならびにラジオ、テレビジョンおよびその他の施設を利用し得るようにすることによって確保される。」

(チェコ・スロヴァキア社会主義共和国憲法・第28条)⁽²⁾

憲法の文面から伺えるようにチェコ・スロヴァキアにおける表現の自由とは、ソビエトや他の社会主義国と同様「勤労人民の利益との一致において」という枠が課せられている。そして、「社会および国家における指導勢力は、労働社階級の前衛であり、労働者、農民およびインテリゲンチヤのなかからもっとも積極的で政治意識の高い市民の自発的戦闘的な同盟たるチェコ・スロヴァキア共産党である。」(チェコ・スロヴァキア社会主義共和国憲法・第4条)とあるように、「人民の利益」とは共産党に指導されるべきものであり、マス・メディアは共産党が指導する国家によって管轄される存在としてとらえられる(同第8条1項および2項)。

3. 社会主義体制下のメディア空間

東欧のマス・メディアは共産主義システムによって支配・統制されていた⁽³⁾。チェコは殊に共産党が強固でマス・メディア支配も厳格であったと言われる。プレスも含めてマス・メディアは社会主義建設のための教育的・宣伝的道具とされ、憲法には「表現の自由」が明記されて

いたものの、「社会主義建設」という大前提によって事実上抑制されていた。新聞は国家が公認した政党・組織によって発行され、財政もそれらに依存していた。印刷・流通・販売の過程もすべて国营機関が運営にあたり、管理は徹底されていた。共産主義体制下で発行されていた代表的な新聞としては、「ルデー・プラウヴォ」(赤い権利・チェコ・スロヴァキア共産党機関紙、約130万部)、「ムラダ・フロンタ」(若い戦線・共産党青年部、約30万部)が挙げられる。

一方で、社会主義体制下においては、「サムズダート」と呼ばれる地下出版が多く存在し、民主化運動との連関性を有していたことも事実である。なかでも1948年に共産党により発行停止となり、40年間の空白期間を経て、87年末に復刊された「リドヴェ・ノヴィニ」(人民新聞)紙は、かなりの存在力を有していた。リドヴェ・ノヴィニ紙は、V.ハヴェル現チェコ大統領らを中心に誕生した「憲章77」を思想的背景としていた。チェコの民主化運動をリードした「憲章77」は国際人権条約、全欧安保協力会議(CSCE)のヘルシンキ宣言の精神に基づいて77年に誕生、他の東欧民主化運動と同様に「政治・経済・社会・文化のすべての側面で共産党が権力を有する社会で党の支配の及ばない『公共領域』の創造」を目指すものであった。ハヴェルの「真実に生きる」と言う言葉に表されるように、個人の道徳的倫理的側面を重視し、個人の緩やかなネットワークを形成しようとする点がチェコらしさと言えよう。リドヴェ・ノヴィニ紙は真実についての多様な解釈を確保するべく共産党体制下における様々な問題を提示していく。また現存する自立組織の活動状況を掲載しネットワーク形成の支援を行った。リドヴェ・ノヴィニ紙は復刊当時毎月一回、89年に入ると毎月2回～3回発行され、各刊約450部が印刷・流布された。体制系の新聞に比

べるとわずかな数だが、手にした市民によってコピーが繰り返され、最終的には1万部に達したと推定されている。さらに国外に持ち出されたりドヴェ・ノヴィニ紙は、短波ラジオ「自由ヨーロッパ放送」の「書き取り放送」と関連し、その浸透度を高めていった⁽⁴⁾。

こうして共産主義体制下のチェコにおけるマス・コミュニケーション状況のイメージは、体制系新聞による「Officialな世論空間」と地下出版などのアンダーグラウンドメディアによる「Un-Officialで批判的な世論空間」が対峙し、「批判的な世論空間」はかなりの存在力を有していたものと捉え直すことができる。

4. 社会主義体制下におけるプレス法の詳細

前節で記述したマス・コミュニケーション空間を特徴付けていた要素が、「定期行物およびその他の大量情報送信手段に関する法律 (Zákon o Periodickém Tisku a o Ostatních Hromadných Informačních Prostředcích)」(以下、1966年プレス法)である⁽⁵⁾。1966年プレス法は、活字媒体だけでなく全てのマス・メディアに関するそれまでの個別的な規制、通告、規定を体系的に一つの傘に取り入れたものである。

基本条項を含めて9章からなる1966年プレス法には、「発行に関する諸条件」、「発行者・編集責任者・編集者に関する諸条件」、「国家機関・諸組織との協働 (諸機関に対するメディアの義務およびメディアに対する諸機関の権利)」、「表現・報道・出版の自由の乱用からの保護」(名誉毀損など)、「真実でない情報の訂正」(反論権)、「出版物の頒布」、「外国出版物および外国エージェンシーに関する諸条件」、「メディアの過失に関する規定」などが盛り込まれている。以下では、1966年のプレス法の概要を記述する。

1) 基本条項

憲法の精神を受けるプレス法において、マス・メディアの使命とは、「チェコ・スロヴァキア社会主義共和国内および国外からの時事的で、真実で、包括的で、かつ最大限完全な、あらゆる側面からの情報を提供すること」、「社会主義社会の建設および社会主義の目的のためにあらゆる方面でこれを支援・促進すること」、「国家社会の第一の目的としての、チェコ・スロヴァキア共産党の政治イデオロギーと憲法の精神において、社会主義の発展のために、自覚ある国民に働きかけること」、「社会生活における社会主義的民主主義の発展へ向けて、世論を導き創造し、その役割を高めること」、「市民の政治文化的水準の向上に貢献し、またその専門知識の向上に貢献すること」、「国家官庁・運営あるいは国家の経済的文化的建設のために市民の努力を援助し、市民の行動参加を援助すること」(第2条)である。そしてマス・メディアは「出版社・印刷所・ラジオ・テレビ・映画・さらに他のマス・メディアも含めマス・メディア全ては公共的な財産で、私企業によって所有されてはならない」(第1条)

2) 定期行物発行に関する諸条件

チェコ・スロヴァキアにおいてメディアはすべて登録制である。発行は、政党、慈善社会团体、国家機関、科学および文化研究所、経済および他の機関に対してのみ登録が許可され、その登録の可否はチェコ共和国においては「教育・文化省 Ministerstvo a Školství a Kultury」が、スロヴァキア共和国では「スロヴァキア教育文化民族議会 Slovenske Narodni Rady pro Školství a Kulturu」の管轄である。登録にあたっては、メディアのイデオロギー意図や、類似するメディアの有無の確認、編集者の身分照会など、様々な手続きを踏まねばならず、認

可は、「たとえ、物質的・技術的・経済的及びその他の保証があっても、定期刊行物（メディア）が社会的使命を果たすものでなければ登録は許可されない」（7条）。また、発行された資料や情報が国家の内外政策に支障をきたす場合は、「教育・文化省」には発行者に注意を促したうえで登録の抹消、さらに極端な場合、チェコ発行者から該当定期刊行物を没収する権限が与えられた（第27条）

3) 発行者・編集責任者・編集者に関する諸条件

プレス法には、発行者・編集責任者・ジャーナリストの地位が定められている。発行者には、「社会的使命および政治的イデオロギーの計画を実行する責任がある。」（10条3項）さらに、編集責任者・ジャーナリストに関する必要資格が定義される。ジャーナリストには「実践能力」（ここでいう実践能力は、職務を遂行する際にマス・メディアの使命に従うことを保障する能力）を求めており、編集者のトップは実務上の観点よりも政治的信頼性（党への忠誠の度合い）によって選出される。

4) 国家機関・諸組織との協働（諸機関に対するメディアの義務およびメディアに対する諸機関の権利）

メディアと国家機関・諸機関の関係は、相互に依存的であるといえる。

編集者は、「国家機関及び所組織と緊密に協働しなければなら」ず、「諸組織は、自らの使命を実行する為、また市民の発展、発議参加を促す為に、マス・メディアを利用することができる」（13条1項）また、国家機関・諸組織は、国家機密・公的に秘密とされるべきに属する事項について、メディアへの情報提供を拒否することができる。（23条2項）

また、メディアの編集長は、社会へ告知するに至っていない情報を、国家機関等から入手することもできる。その場合はその情報を公表することは許されない。一方、国家諸機関・諸組織は、活動の成果として、社会に重要な提言をする義務を課せられており、それが為されない場合は、メディアによって編集長は批判を受ける。（14条）、「チェコ・スロバキア・ジャーナリスト同盟」および「スロバキアジャーナリスト同盟」は、メディアの根本的な問題に関して、国家機関および発行者と協働しなければならない。（15条）

5) 表現・報道・出版の自由の乱用からの保護（名誉毀損など）

チェコ・スロヴァキア国民は、表現・報道・出版の自由の乱用から保護される。しかし、この規定は事実上、メディアを抑制する働きしか有していなかった。

社会主義社会の利益を擁護する為、「中央出版庁 Ústřední Publikační Správa」（スロヴァキアでは、スロヴァキア出版庁）は国家・経済あるいは職務上の秘密がマス・メディアによって公開されぬよう対策を取る」（17条2項）。そして、中央出版庁は、発行者・編集責任者に対し警告を与え、以上の内容を含む情報の印刷あるいは頒布を停止することができる。（17条2項、5項）

6) 真実でない情報の訂正（反論権）

市民や各組織、機関は、定期刊行物の中で名誉を棄損する内容が公表された場合、発行者に対し修正を求めることができる。

修正の権利を主張できる期間は2カ月であり、編集責任者はその後8日以内、あるいは次号で修正を行わなければならない。情報の訂正は、誤った情報が伝えられたものと同様の形態で同

様の紙面・時間（テレビ・ラジオの場合）を用いなければならない、ニュース通信社は最新号に訂正記事を発表しなければならない（19条）。編集責任者が修正を拒否する場合、もしくは法の定める方法で公表を行わない場合、修正の公表に関する裁定は裁判所によって行われる。関係者は公表期限の終了後、15日以内にその主張について書面を提出しなければならない。提出しない場合、法によって定められた期間条件は消滅する」（プレス法20条および民法11条）。

しかし真実でない情報からの保護を受ける可能性を法が与えたにも関わらず、この制度は市民からも組織からも行使されることが少なかった。解決がしばしば法廷を超えて為されたからである。発行者があえて公式政策と一致しないことを発行しようとした場合、一般に問題は法廷ではなく「出版・情報省」や関連省庁、下級政党機関によって解決された。そして情報の真実性の問題は、共産党のイデオロギーの精神によるプレスの使命の観点から判断された。

7) 出版物の頒布

発行者は、自らの出版物を直接に（郵便によって）、あるいは教育文化省が任命する組織を介して頒布することができる。（21条）

8) 外国出版物および外国メディア従事者に関する諸条件

「チェコ・スロヴァキアと諸国家間の情報交換は自由である」（22条1項）と謳われているが、「情報交換は、チェコ・スロヴァキア市民の名誉と権利、および社会主義の共存を脅かすものであってはならない。また社会主義国家社会の利益や国際的な平和協働の発展を阻害するものであってはなら」（22条2項）ず、東西冷戦構造という背景にあっては、事実上、当局の許可の無い情報を排除する規定となっている。

外国において印刷複製された出版物や外国のメディアによる情報の流通は、教育文化省が認めるもののみ頒布が許される（23条）。また外務省は、外国のマス・メディアのチェコ・スロヴァキア国内での活動について、「適切な助言を与えることができる」ほか、活動の承認を抹消する権限も有する。（24条）また、外国のマス・メディアは、その設備を大使館・領事館および外交施設内に設置することはできず、従事者も外交関係者であってはならない。（26条）

9) 検閲

チェコ・スロヴァキアでは、「検閲」を禁止する明確な規定はない。1968年の「プラハの春」当時、「プレス法修正84条」に検閲の禁止が盛り込まれたが、その後のワルシャワ条約機構軍の侵攻を受けて、「プレス法修正127条」（1968年）を通じて有効性は停止された。編集者による自己検閲（自己規制）が広く行われ、「中央出版庁」によって、発行者・編集責任者に対する警告、印刷あるいは頒布の停止（17条2項、5項）という形で統制システムが構築された。

5. 社会主義体制崩壊後のプレスの状況

(1) 1989年11月～90年3月

1989年に生じたいわゆる「ビロード革命」によって体制は転換し、1960=68年の社会主義憲法体制の改革が行われ、旧チェコ・スロヴァキアは社会主義共和制から民主共和制へと移行した。そうした大変動を象徴するのは、「共産党の指導性」が削除された1989年12月の憲法改正である。90年3月には「1966年のプレス法」改正で検閲に関する条項が削除、チェコ市民は「表現の自由」を獲得した。

「新興紙」が相次いで創刊され、「旧地下出版系紙」は表舞台に登場する。リドヴェ・ノヴィニ紙は日刊紙となった。「旧体制系新聞」を

加えてチェコ新聞界は、これら三つの潮流によって彩られていくことになった。

(2) 90年3月～91年2月

「表現の自由」が享受されながらも、新聞界の抱える問題が顕在化する。社会的混乱により資金不足が生じ、さらに新聞界全体のパイが拡大したことで、職業記者の絶対数が不足した。計画経済に基づいた用紙の割り当ては急激な変化に対応できず、用紙価値高騰が新聞価格に直接影響していった。国营印刷・流通・販売部門の旧態依然とした体質は、新興紙・旧地下出版系新聞が販路を広げる際の障害となっていた。

旧体制系紙はその歴史的責任を問われ、この時期に共産主義時代の経営形態から資本主義的なそれへと移行を図る。「スヴォボドネ・スロボ」紙（社会党・機関紙）は、党が所有する構造は残しながらも編集に関しては独立を勝ち取り、「リドヴァ・デモクラツィエ」紙（人民党・機関紙）は売却された。ルデー・プラーヴォ紙やムラダ・フロンタ・ドゥネス紙は、編集部門や印刷部門が新たに会社を設立して党から資産ごと独立していった。

それでもこの時期には、体制転換後初の連邦議会選挙を控えて政治的争点も溢れ、人々の新聞購読欲求は高く、一人当たり平均購読部数は2.4紙、新聞界全体としてもタイトル数、発行部数ともに飛躍的な伸びを見せていた。

(3) 91年2月～93年夏

91年2月に「国营企業民営化法」が施行され民営化政策が本格化すると、新聞界を巡る状況は一変する。この時期になると新聞価格の高騰や政治の安定化から、一人当たりの平均購読部数は1.1紙にまで落ち込み、日刊紙のタイトル総数は76紙から31紙にまで落ち込んだ。新興紙も多くは淘汰され、結局それまでのチェコには

無かった種類の新聞、すなわち大衆タブロイド紙や経済専門誌だけが存続した。

旧体制系紙は負の財産としての歴史的責任を負いながらも、タイトル名を全てあるいは一部変更（例えばルデー・プラーヴォはプラーヴォ「権利」に、ムラダ・フロンタは、ムラダ・フロンタ・ドゥネスへ、その後更にドゥネスへ）して存続することで産業としてのシステム（印刷・販売・流通部門）を、引き続き所有あるいは運営することが可能となった。加えて91年12月、それまで発行部数一位の座を争っていたムラダ・フロンタ・ドゥネス紙に仏のエルサン資本が参入し（後に売却・撤退）、注目されるなど、外資を積極的に取り入れ生き残りを図っていった。一方で、かつてその基盤を市民からの寄付や外国からの援助に頼っていた旧地下出版系紙は、民主化運動の分裂による読者離れを経営的な努力で乗り越えることができず、ほとんどの旧地下出版系紙がこの時期までに廃刊する。旧態依然とした生産・流通システムに左右され、堅実な販路を築き得なかったことが致命傷となった。リドヴェ・ノヴィニ紙は約8万部にまで部数を落とし、ついに93年8月にスイス資本「リングア AG」の参画によって経営の安定化を図る。民主化運動の象徴でありかつてロバート・マクスウェルが参入に失敗するほどの強靱さを有していたリドヴェ・ノヴィニ紙への外資参入を機にチェコの新新聞界は「安定期」に入ったと言える。

チェコ新聞界で発行部数上位を占めるのは旧体制系紙と振興紙であり、旧地下出版ではリドヴェ・ノヴィニが見られるに過ぎない。またかつての共産党機関紙ルデー・プラーヴォや現在も政党・組織の機関紙である2紙を除いて上位紙には外資が参入していることも注目される。かつて「批判的公共領域」を支えていた旧地下出版系新聞が市場自由化の荒波に晒されること

によって、その存在力を低下させると言う皮肉な状況になっている。

6. 2000年のプレス法改正

2000年のプレス法(46 / 2000 Sb. ZÁKON ze dne 22. února 2000 o právech a povinnostech při vydávání periodického tisku a o změně některých dalších)は、1966年のプレス法を全面的に改正したものとされる。以下その骨子および1966年法との違いを外観し、抄訳を本稿末尾に掲載する。

(1) 2000年のプレス法の概要

1) 法の目的および効力の範囲

2000年のプレス法において、プレス法の目的とは、「定期刊行物の発行に関し、発行者、および関係するその他の自然人及び法人の権利及び義務を規定するものである」。また2000年のプレス法において初めて、法の効力を「チェコ共和国領土内において発行・頒布される定期刊行物」限定することが明確化され、「チェコ共和国領土外で発行・頒布される定期刊行物には適用されない。」事が明記された。(第2条)

ここで注意しておくべきことは、「表現の自由」に関する表記が盛られていないことである。記述のようにチェコでは、憲法条文の中にも「表現の自由」が直接的には言及されていない。もちろん欧州条約を前提とする憲法的法律であるから、決して表現の自由がないがしろにされているわけではないのだが、条文の上での「責任」と「自由」の表記のインバランスは、社会主義時代に根付いた感覚が抜けていないというがった見方をせざるを得ない。

2) 定期刊行物発行に関する責任

2000年のプレス法では、定期刊行物発行に際しての様々な責任が明記されている。

チェコの評者によれば、発行者を定義してその責任に言及しているにもかかわらず、他の人々、たとえば編集長に関する責任が触れられていないことが問題とされる。1966年のプレス法と異なり、2000年法では、表現・言論・報道の自由の濫用について、1966年法第19条では触れられていた編集長の責任の所在を回避した。⁽⁶⁾

3) 広告の取り扱い

2000年法では、「定期刊行物に掲載された販売促進活動および広告における情報の真実性に関し、発行者は責任を負わない。(第5条)」として、社会主義時代には想定が難しかった、資本主義的な広告に関する責任について、責任を負わないことを明記している。社会主義に広告が存在しなかったというのは、実際には一般的に流布している大きな過ちなのだが、社会主義時代の広告がもちろん西側の広告と同じレベルのものとして扱う事はできない。明確に「記事」と「広告」を区別し、「広告」には、新聞社側の責任が生じないことを述べている。

4) 緊急時の情報提供

2000年法は、公共的利益に関わる緊急時における定期刊行物発行者の責任を定めている。定期刊行物発行者は「政府及び地方自治体からの重要かつ緊急の声明を定期刊行物内に掲載しなければなら」ず、また、「国家が危険や戦争状態にさらされるような緊急事態においては、いかなる宣言もそれを掲載する責任を負う。(第6条)

この条項において、「公共的利益」に関わる緊急時が、どのような事態を想定しているのか、具体的な例示はなく、拡大解釈を防止する方策も採られていない。また、「国家が危険や戦争状態にさらされるような緊急事態」とは言うま

でもなく、歴史上の過酷な体験を反映したものである。

5) 定期刊行物の登録制の維持

1966年のプレス法を引き継ぎ、プレスの登録制が継続された。登録手続きは詳細に規定され、「定期刊行物の名称」や発行者の所在地などのほか、「内容的志向性」「発行周期」までもが文書で補完されていくことになる。しかしこの条項に関するメディア界の抵抗感は薄い。その理由には、文書の形式さえ不備がなければ、文化省に登録を拒む権利がないと理解されているからである。実際、申請書類の不備以外に、定期刊行物登録を拒まれた例は報告されていない。しかし、発行者の責任を拡大的に解釈し、当該条項に抵触したと文化省が判断すれば、定期刊行物の登録は拒否される余地が生じており、罰則の規程に明示されているのである。

6) 反論権

定期刊行物に掲載された記事が、他人の名誉・尊厳・プライバシーを侵害した場合、「当該自然人／法人は、発行者に対し反論を掲載するよう求める権利を有」し、発行者は「求めに応じ反論を掲載しなければならない」(第10条第1項)。

但し、反論権の主張は、歪曲された事実であったり、不十分な主張の場合に限定されねばならない。(同条2項)

また、反論権の行使には、「反論及び追加発表の掲載に関する申請は、文書によって為されなければならない。」(第12条1項)。「反論掲載の申請は、論争となった記事が出版されてから30日以内に、発行者に届けられなければならない。そうでない場合反論を掲載する権利は消滅する。」(同条3項) 詳細な手続きが明記され濫用を防いでいる。

7) 情報源の秘匿

「出版を目的とする情報および定期刊行物に掲載された情報の収集および編集に関わった自然人及び法人は、当該情報の内容の情報源を秘匿する権利を有する」(第16条第1項)

2000年のプレス法によって、「報道の自由」を支えるジャーナリストの重要な権利、「情報源の秘匿」が明文化された。これは強力な反論権とのバランスをとる必要から、「世界新聞協会(WAN)」や「国際新聞編集者協会(IPI)」からの強い要望で盛り込まれた内容である。

(2) 1966年のプレス法と2000年法の相違点および共通点

1) 相違点(改正点)

a) 「社会主義の優越」条項および検閲に関する規定の削除

体制転換により、社会主義共和制は民主共和制に移行、89年12月の憲法改正により「共産党の指導性」が削除された。90年3月には「1966年のプレス法」が一部改正され、「検閲」に関する条項が削除され、チェコ市民はここに、新たな「表現の自由」を獲得することとなった。

b) 定期刊行物を発行する為の資格

定期刊行物の発行に条件が課されていた1966年法から、その資格に関する条項は削除された。2000年法に資格に関する記述はない。事実上、「何人」に対しても定期刊行物を発行する権利が認められたと解釈される。

c) メディアと諸組織の関係

2000年法において定期刊行物の発行とは、発行者自身の出費と責任において、その内容・出版・および公共的頒布が保障される、発行者による活動」であり、1966年法が述べる「諸団体

との関係」は解消され、メディアの独立性が確保されることとなった。

d) 反論権

プレス法改正にあたり、もっとも議論を呼んだ点がこの反論件に関する規定である。

世界新聞協会（WAN）は、チェコ議会に提出された「1966年のプレス法」改正案が、市民の知る権利を侵害し、ヨーロッパで既に広く認められている報道の自由に関する水準に違反するものだとし、1998年にハヴェル大統領や議会要人に対し提案を拒否するよう求めた。WANが問題としたのは、草案のうち「報道が真実であったとしても、名誉・尊厳・プライバシーを侵害されたものには反論権が与えられる」という規定と、その場合「情報源の秘匿を廃止し（認めず）、発行者に訂正や補足記事を強制する」旨の規定であった。

定期刊行物が、「ある自然人の名誉・尊厳・プライバシーについての事実の主張、あるいは、ある法人の名声についての事実の主張を含む情報を出版した場合、当該自然人／法人は、発行者に対し、反論を掲載するよう求める権利を有する。発行者はそのようは自然人／法人の求めに応じ反論を掲載しなければならない。（第10条）」

こうした反論権への周到な配慮は、メディアにとって厳しい反論権条項が政府草案に盛り込まれたのは、1966年法の概念を継承してプレスを有利に操ろうとする政治家の意図だけではなく、強い影響力を持て余すプレスに対する市民の懸念を反映したものである。

相次ぐ外国資本の参入や、多メディア化の進行など、世界的にも特に急激なメディア環境の変化にさらされる中欧地域で、社会主義時代に制定された法律はもはやプレスを律する事ができず、かつて体制に従順だったプレスは獲得

した表現の自由を謳歌する一方で、商業テレビと歩調を合わせるかのように、センセーショナルリズムや誤報、名誉毀損などの諸問題を数多く引き起こしてきた。市民は民主主義社会におけるプレスの役割を認めながらも戸惑いを隠せず、アンケート調査に現れるプレスへの信頼度は、公共放送チェコテレビに較べると極めて低いという事情がある。

e) 外国のメディアに関する諸規定

旧社会主義諸国において、諸外国との情報交流は、いわゆる「Inter-National」なレベルで維持されるもの解釈され実行されていた⁽⁷⁾。

こうした考え方により設けられていた1966年法における外国メディアへの接触および外国メディア従事者の活動を狭めていた条項は、削除された。

7. 終わりに ～プレス法改正後の「表現の自由」を巡る状況から～

本稿を閉じるにあたり、2000年のプレス法施行後のチェコにおけるメディア状況を概観する⁽⁸⁾。グローバルなメディア環境の急激な変化に対応する為、中欧諸国は1989年の変革後2度目の法制度改変期にある。

<一つの時代の終わり>

1989年のピロード革命の象徴的存在で長く大統領を務めてきたV.ハヴェルが、2003年1月31日の任期満了に伴い退任した。新大統領には、市民民主党前党首V.クラウスが03年3月3日に就任した。ハヴェルは在職時、行き過ぎたメディア政策に拒否権を発動するなど、表現の自由に理解を示してきたが、対照的にクラウスは再三メディアを攻撃してきた中心人物である。

社会民主党と中道右派4党連合との連立政権が誕生した02年下院総選挙では政治家の世代交

代が進んだが、政界での影響力を保持する旧世代の政治家は、選挙戦のさなかに、盛んにメディアへの攻撃を繰り返した。元首相で元社会民主党党首（当時）M.ゼマンはメディア嫌いで知られ、有力政治週刊紙レスペクトの記事に対し、内閣（当時）として、また大臣全員が個別に名誉毀損訴訟を仕掛け、諸国際機関からの非難を浴びた。検察当局が問題を棚上げし、民事裁判でもゼマン側が敗訴したことで問題は一応の決着を見た。

<日刊紙発行部数の減少と無料紙の隆盛>

日刊紙は、発行部数としては毎年微減の傾向が続いており、これを好調な広告収入の増加で補っている。発行部数の減少を招いている一つの要因として、都市で配布されるフリーペーパーの成功が注目されている。多くのフリーペーパーは、広告に割くスペースが多いものの、政治・経済・国際・スポーツ各面を備えて“コンパクトな一般紙”の性格を持ち、市民各層に広く浸透している。スウェーデン資本が所有しプラハ市内の地下鉄各駅に置かれているフリーペーパー・『Metro』は、週5回の発行で部数は他の全国紙と肩を並べている。Metroの頒布地域は、首都チェコの中心部に限定されているが、その範囲に限れば、発行部数のシェアは第一位である。

<日刊紙の系列化の進行>

プレス所有に関する集中排除規制条項がチェコにはない。結果、プレスは殆どが外資傘下に入り、外資でないのは、旧共産党機関紙の流れを汲む『プラウヴォ』（旧ルデー・プラウヴォ）と『ハロー・ノヴィニ』（夕刊紙）だけとなった。高級紙では『ムラダ・フロンタ・ドゥネス』（旧共産党青年同盟機関紙）と、嘗て反体制運動を支えた『リドヴェ・ノヴィニ』が、同系

ドイツ資本下にある。地方紙・地域紙市場は、合併吸収を積み重ねたドイツ資本ヴァルタヴァ・ラベ・プレス社が完全に支配するに至り、チェコのプレス・シーンを一変させた。同社はチェコに9つある行政区毎に小地方紙や地域紙を統合、紙名にも街の名を残しながら、主要記事内容や製作過程の統一化を行った。これらを一つの新聞と見れば（同社はグループを『ビッグ・ブルー・ワン（BB1）』と呼称）、その総部数は国内総数でも55%を超え全国一の到達率である。チェコのプレス・シーンを大まかに描くと、単一の強大な外資系地域紙が首都プラハを取り囲み、プラハ域内では外資全国紙2系統がしのぎを削る。さらにプラハでの覇権を握っているのは外資系無料紙『メトロ』であるという、高度に寡占的で象徴的な光景である。

<EU加盟への道程>

チェコを含めた旧社会主義諸国にとっての2003年は、04年5月のEU加盟へ向けて強引に為された法制度改革の結果が、どのように評価されるのか試された一年となった。比較的早期の1996年1月にEU加盟申請をしたチェコにとって、メディア領域でEUから指摘された主問題は、①放送監督機関の機能が不十分であること、②放送法（社会主義崩壊後の東欧で最も早い1991年制定）の放送監督機関に関する規定が不十分であることその他に、③言論活動による名誉毀損が刑法によって扱われることなどが含まれていた。交渉終了のお墨付きを得たのは、2004年加盟国で後ろから3番目の01年6月であった。EU既加盟国に引けをとらない制度が誕生したと評価されるにもかかわらず、メディア領域の問題は続発し、チェコのメディア観が西側と合流しきれていないことが示される結果となったのである。

チェコにおけるプレス法の改正に関する考察

【註釈】

- (1) ロシア・ポーランドについては邦訳がある。
小森田：1985及び城野：1996を参照
- (2) 邦訳は、木田：1977および林：1998による。
- (3) マス・コミュニケーションシステムの共産主義理論については Siebert：1950を、共産主義理論の修正については清水：2000を参照のこと
- (4) アンダーグラウンド・メディアについては Skilling：1989を、社会主義体制下の市民による情報行動については Strmiska：1986を参照されたい。
- (5) ポーランドにおける同種の法制定は1984年。ハンガリーは1986年。なお、社会主義国にはプレス法の制定されない国もある。例えば中華人民共和国では、憲法の趣旨を反映したマスコミ関連法は改革開放路線開始まで制定されず、マス・メディア政策は、共産党宣伝部による「規定」や「通告」、あるいは政府要人の「発言」や「講話」に基づいて実施されていた。マスコミ関連法が存在しなかったことは、マス・メディア政策に、大きな揺れをもたらす重大な要因となった。プレス法の存在が即ち言論抑圧の強化を意味する訳ではない。清水：1998を参照。
- (6) Sokol：2001を参照。
- (7) ユネスコ：1980などを参照
- (8) 詳細は清水：1998～2004を参照

【参考文献】

- AISA (1991) *CZECHOSLOVAKIA; Consumer Strategies Consumption Patterns and Unsatisfied Market Demand*, Praha
- 城野充 (1993) 「マス・メディアに関するロシア連邦法」、内田 明宏 編『変わるロシア・ソ連のマス・メディア—激動のグラスノスチ・八月革命をへて』、インパクト出版会
- 木田純一 (1977) 『社会主義国憲法集』、中央大学生活協同組合出版会、
- 小森田秋夫 (1985) 「ポーランド共和国・刊行物および興行の統制にかんする法律」『社会主義法研究年報』No.7
- Siebert, S., Peterson, A., Schramm, W (1950), *Four Theories of the Press*, (内川芳美 訳 (1953) 『マスコミの自由に関する四理論』、東京創元社)
- 柴宜弘, 中井和夫, 林忠行 (1998) 『連邦解体の比

較研究：ソ連・ユーゴ・チェコ』、多賀出版

- 清水 真 (1996) 批判的世論空間は残ったか、『新聞研究』1996年7月号、日本新聞協会
- 清水 真 (1998) 「中国におけるマス・メディア統制システムの変容 ～マス・コミュニケーションの規範理論による考察～」『現代中国のマス・メディア』、文部省重点領域研究『現代中国の構造変容』
- 清水 真 (1998～2004) 「海外の新聞界の状況 チェコ・ハンガリー」、『日本新聞年鑑』、日本新聞協会
- Skilling, H.G. (1989) *Samizdat and an Independent Society in Eastern Europe*, Macmillan Press
- Sokol, T (2001) *Tisk a Právo*, ORAC, Praha
- Strmiska, Z. (1986) *Vysledky Nezávislého Průzkumu Současného Smýšlení v Československu, Svědectví*, No.78, PP.258-334
- ユネスコ、永井道雄監訳 (1980) 『多くの声、一つの世界：コミュニケーションと社会、その現状と将来 ユネスコ「マクブライド委員会」報告』
- Unie vydavatelů denního tisku, (1993) *Development and present state of medial right in the CSFR*,

※本稿は、平成14年度・15年度放送文化基金研究助成金による研究成果の一部である。

資料：

2000年2月22日の定期刊行物の出版に関する権利及び規定、
およびいくつかの修正に関する法律（法令集2000年第46号）
（試訳・抄訳）

チェコ共和国議会は以下の法律を制定した。

出費および自身の責任において、その内容・出版・および公共的頒布が保障される、発行者による活動である。

第一章

第一条

法改正の目的

本法は、定期刊行物の出版に関し、発行者、および関係するその他の自然人及び法人の権利及び義務を規定するものである

d) 定期刊行物の版とは、単なる一部分ではない、刊行物の総体をいう。

e) 発行日とは、版の公共的頒布が開始された期日をいう。

f) 定期刊行物の公共的頒布とは、あらかじめ想定した人々に対して私的に行う頒布ではなく、発行者の家族や個人的交友範囲を超える一般的な人々に対して頒布されることをいう。

第二条 法の効力

(1) 本法の効力は、チェコ共和国領土内において発行・頒布される定期刊行物を対象とする。本法の第6条・9条・17条は、チェコ共和国領土外で発行・頒布される定期刊行物には適用されない。

(2) 本法は、法令集、国際協定集、および特別法に従って出版される公報および公式印刷物、あるいは発行者の内部使用のみを目的として出版される定期刊行物には適用されない。

第4条 定期刊行物の内容に関する責任

発行者は定期刊行物の内容に関し責任を負う。

第5条 販売促進活動の内容及び広告の内容に関する責任

定期刊行物に掲載された販促促進活動および広告における情報の真実性に関し、発行者は責任を負わない。但し、発行者自身の販促活動及び広告には適用されない。（後略）特別法規制に基づく発行者の責任は残される。

第3条 用語の定義

本法の目的に鑑み、本法における用語の解釈は次の定義に従うものとする。

a) 「定期刊行物」とは、名称・内容志向性およびレイアウトにおいて恒常的であるもので、年に最低2回は発行される、新聞・雑誌・及びその他の印刷物をいう。

b) 「発行者」とは、定期刊行物を発行する自然人もしくは法人をいう

c) 「定期刊行物の発行」とは、発行者自身の

第6条 緊急時における公共的利益に関する告知

公共的利益に関する緊急時において発行者は、政府及び地方自治体からの重要かつ緊急の声明を定期刊行物内に掲載しなければならない。

発行者は、国家が危険や戦争状態にさらされるような緊急事態においては、いかなる宣言もそれを掲載する責任を負う。その際告知は、定

期刊行物の最初の頁に、そして発行者名に最も近い場所に、定期刊行物内の他の内容と識別できるように配置されなければならない。

第7条 定期刊行物の登録

- (1) 定期刊行物の登録は文化省（以後は省と表記）によって、保存される。
- (2) 定期刊行物の発行を計画するものは、少なくとも30日前までに、下記内容を書面で省に通知しなければならない
 - a) 定期刊行物の名称
 - b) 定期刊行物の内容的志向
 - c) 発行の周期
 - d) 地方版の発行を予定している場合、その地方版に関する情報
 - e) 発行者が法人の場合は、社名、社の所在地、および登録番号。発行者が自然人の場合は、姓名、居住地および割り当てられた出生番号もしくは誕生日。発行者が通商証明書を持つ自然人である場合は、通商名・登録番号および、自身の居住地ではなく事業の活動所在地。
- (3) 上記2項で規定された情報の通知が完全なものでない場合、省は申請者に対し通知を完全なものにするよう命令する。再申請の期限は命令を申請者が受理してから15日間とする。その間に再申請が完遂されない場合、当該申請は無効とする。
- (4) 省は定期刊行物について登録番号を記録し、申請者にその登録番号を通知する。通知の期限は、申請書類が受理されてから15日以内とする。
- (5) 登録された定期刊行物が、一年以内に発行を開始しない場合、もしくは一年以上の期間発行が中断される場合は、その経過の期限をもって、当該定期刊行物は発行が終了したものとみなす。省は当該定期刊行物の登録の中

にこの事実を記載する。また下記第7項に基づく告知の配布から、あるいはそのような情報が周知された期日から15日以内に、発行者に対しその旨を通知する。

- (6) 定期刊行物の発行を停止したもので発行再開の意図を有するものは、定期刊行物の復刊に先立つ30日前までに、省に対しその旨を書面で通知する義務がある。
- (7) 定期刊行物に関する登録情報に変更が生じた場合、もしくは定期刊行物の発行が中断もしくは停止される場合、変更の発生あるいは中断・停止から5日以内に、発行者は、省に対し書面で通知する義務がある。
- (8) 定期刊行物の登録については、何人もそれを閲覧し、抄本あるいは謄本を取る権利を有する。

第8条 規定情報

- (1) 発行者には、定期刊行物の各々の号において下記の情報を記載する義務がある。
 - a) 定期刊行物の名称
 - b) 発行の周期
 - c) 地方版を発行する場合には、地方版についての表示
 - d) 発行場所
 - e) 発行の号数と発行日
 - f) 省が割り当てた当該定期刊行物の登録番号
 - g) 発行者が法人の場合、社名、社の所在地および登録番号。発行者が自然人の場合、姓名、居住地および割り当てられた出生番号もしくは誕生日。発行者が通商証明書を持つ自然人である場合は、通商名・登録番号および、自身の居住地ではなく事業の活動所在地。
- (2) 上記1項の定める規定情報が記載されていない定期刊行物は、公衆に頒布されてはなら

ない。第7条第4項に規定された登録番号の通知を省が怠った場合、この規定は登録番号に限り適用されない。

第9条 定期刊行物の無料供与

- (1) 発行者は、定期刊行物発行から7日以内に、当該定期刊行物の各号から版を（以下ではフリー・コピーと称する）を、滞りなく発行者の負担において、下記の機関に提供しなければならない。
 - a) チェコ国立図書館に対し2部
 - b) ブルノ・モラヴィア図書館に対し1部
 - c) プラハ国立美術館図書館に対し1部
 - d) 文化省に対し1部
 - e) 議会図書館に対し1部
 - f) 国立科学図書館およびプラハ国立技術図書館に対し地方版1部
 - g) プラハ市立図書館に対し1部
 - h) 盲目者あるいは弱視者向けの定期刊行物は、K. E. Macan 図書館およびプラハ点字出版所に対し1部ずつ
- (2) 地方において発行される定期刊行物について発行者は、上記第一項（f）に基づき、科学図書館に相当する機関および、プラハ国立技術図書館に地方版を配布することを義務とする。
- (3) 無料供与される版は落丁があってはならない。無料供与分に技術的な欠陥がある場合、受領機関は発行者に対し、完全な版への交換を要求する権利を持つ
- (4) 受領者が不良無料供与分の交換を発行者へ求めるに際しては、その版が配布されてから15日以内に発行者に対して書面の要求書を届けなければならない。それが為されない場合、要求は無効となる。
- (5) 発行者は落丁分の交換について、交換要求書が届いた後10日以内に、発行者の負担にお

いて遅滞なく交換を行わなければならない

- (6) 上記1項（f）および（g）に基づき、省令によって、個々の図書館の地方版について権限を決定する。

第10条 反論権

- (1) 定期刊行物が、ある自然人の名誉・尊厳・プライバシーについての事実の主張、あるいは、ある法人の名声についての事実の主張を含む情報を出版した場合、当該自然人／法人は、発行者に対し、反論を掲載するよう求める権利を有する。発行者はそのようは自然人／法人の求めに応じ反論を掲載しなければならない。
- (2) 反論は、上記一項の規定が、歪曲された事実であったり、不十分な主張の場合に限定されねばならない。その他の場合は、歪曲された主張を正し、より正確さを増すようなものでなければならない。反論は、争われた記述の程度に充分でなければならない、一部のみが争われた場合、この部分に充分な程度でなければならない。反論から充分明らかでなければならない。
- (3) 本法に基づき、発行者に対し反論を要求したものは、その反論に対して更なる反論をする権利を有しない。
- (4) 上記1項に規定された自然人が死去した場合、権利はその配偶者もしくは子に、無い場合はその親に委譲される。
- (5) 特別法第4条によって明らかにされる、自然人の権利の保護および法人の名声の保護に関する規定は、上記1項および4項には影響されない

第11条 追加発表

- (1) 定期刊行物において、自然人に対する刑事・犯罪訴訟あるいは、自然人及び法人に対する

行政犯罪に関わることが情報から認識される情報についての情報が出版された場合、そしてその訴訟が抱勅を伴う判決によって結審していない場合、自然人及び法人は、発行者に対し、訴訟の最終結果について「付加的発表」の形で情報を公表しなければならない。発行者は、そのような人からの要望による抱勅を伴う決定について付加的発表を掲載する義務を負う。

- (2) 当該自然人の死後は、上記1項の権利は、配偶者及び子に、それらがいない場合は両親に引き継がれる
- (3) 特別法第4条によって明らかにされる、自然人の権利の保護および法人の名声の保護に関する規定は、上記1項および4項には影響されない

第12条 反論および追加発表の掲載に関する申請及び申請の要求

- (1) 反論及び追加発表の掲載に関する申請は、文書によって為されなければならない
- (2) 自然人の名誉、尊厳、プライバシー、あるいは、法人の名声（社会的評価）を侵害したとされる主張への反論が、そのような形で掲載されるべきか、申請書から明らかでなければならない
- (3) 反論掲載の申請は、論争となった記事が出版されてから30日以内に、発行者に届けられなければならない。そうでない場合反論を掲載する権利は消滅する
- (4) 追加発表掲載の申請は、決定が効力を発生してから30日以内もしくは訴訟が法的に終結する日までに発行者に届けられなければならない。そうでない場合追加発表を掲載する権利は消滅する。決定が破棄された場合、前の規定は同様に適用される

第13条 反論及び追加発表の掲載に関する条件

- (1) 発行者は反論及び追加発表を掲載する義務を負う
 - a) 問題となった発表が掲載されたまさにその定期刊行物において、論争となった言及と比較し、新しい発表が十分である場所及び形式によって
 - b) 「反論」あるいは「追加発表」であることを明白に記し付けられなければならない
 - c) 発行者の負担において
 - d) 論争となった言及が掲載されたのと同じ言語において
 - e) 反論・追加時発表の掲載を要望した人物の名・姓、肩書きを記さねばならない
- (2) 発行者は反論及び追加発表を、申請が届けられてから8日以内に掲載する義務を負う
- (3) 上記期間内での掲載が不可能な場合、可能な限り早期に、定期刊行物において反論、及び追加発表の掲載をしなければならない。その場合発行者は、申請が届けられてから8日以内にこの進捗を、反論及び追加発表の申請者に通知しなければならない。またこの通知において、反論及び追加発表が掲載される予定の定期刊行物の号を示さねばならない
- (4) 同じ定期刊行物での掲載が不可能な場合、発行者は本法に定める条件において、申請者の同意を得た上で、発行者自身の負担で、反論及び追加発表の掲載を保障しなければならない。反論及び追加発表の掲載の場所及び形式は、上記の同意に基づくものとする。

第14条 法廷における反論及び追加発表の掲載に関する権利の施行

- (1) 発行者が反論及び追加発表の掲載をしなかったり、本法第13条第1項及び3項の定める条件に従わなかった場合、裁判所は、反論の申請者による訴状に基づき、反論及び追加発表

について掲載義務の決定をする。このことは、本法第13条第4項の定める同意に達しなかった場合にも適用される。

- (2) 訴状は、反論及び追加発表掲載が認められる期間が失効した後15日以内に裁判所に提出されなければならない。さもなければ反論権要求の権利は失効する。

第15条 反論及び追加発表掲載義務の例外

- (1) 発行者は下記の場合において反論及び追加発表掲載の義務を負わない。
- a) 反論及び追加発表文が、刑事犯罪の場合
 - b) 当該文の掲載が道徳的価値にもとる場合
 - c) 当該の声明、あるいは、一部が第三者による公となった声明の引用あるいは真実の解釈であるばあい、あるいはそのように提示されている場合。
- (2) 当該の記事が、申請者自身の事前の同意に基づいて掲載されていた場合、反論を掲載する義務を負わない
- (3) 発行者は、すでに発行者自身が要求に相当する声明を、本方丈記で定めた条件において掲載している場合、追加発表を掲載する義務を負わない。

第16条 情報源及び内容の保護

- (1) 出版を目的とする情報および定期刊行物に掲載された情報の収集および編集に関わった自然人及び法人は、当該情報の内容の源についての情報を、
- (2) 出版を目的とする情報および定期刊行物に掲載された情報の収集および編集に関わった自然人及び法人は、情報源や情報の内容を特定することが可能となるような Effects の提示あるいは開陳を、裁判所、第3国、あるいは公的行政機関に対して留保する権利を有する

- (3) この権利は特別法規定が設ける義務を侵害するものではない。刑法上犯罪者の共謀や刑法第5条の侵害を防ぐため、あるいは、上記特別法規定と関連する刑事訴訟法第6条に定める義務に抵触するものではない。
- (4) 上記第1項及び第2項に定める権利は、特別法規定第7条の定める、税務担当局の求めに応じて、広告出稿に責任を有する自然人の名前及び居住地、法人の場合は名称と活動地を、税務担当局に対し通知しなければならないという、発行者の義務を侵害するものではない。

第17条 罰則

- (1) 管轄局は、所定の期間において、下記の義務の履行を果たさなかった発行者に対し、10万チェココルナ以下の罰金を科す。
- a) 第7条第2項および第3項に定める定期刊行物の登録に必要な情報を省に通知する義務を怠り、義務の履行をせず定期刊行物の出版を開始した場合、あるいは、第7条第7項に定める、記録された情報の変更、定期刊行物の中断および停止に関する省への通知をしなかった場合、
 - b) 第9条第一項に定める必要部数の諸機関への供与を怠った場合、あるいは、第9条第5項に定める欠陥部の完成品への取替えをしなかった場合
- (2) 管轄局は、本法第8条第3項に定める義務が果たされなかった場合、義務情報の掲載をせずあるいは不正確な義務情報を掲載して定期刊行物を公的に頒布した発行者に対し、20万チェココルナ以下の罰金を貸す。
- (3) 管轄局は、上記1項および2項に定めるように、本法第7条2項および7項、第3条、第8条第1項および第5項に重ねて抵触するものに対しては、最大額の2倍の罰金を科す。

チェコにおけるプレス法の改正に関する考察

- 義務に不履行に関し、「重ねて」と判断されるのは、本法に定める義務の前の不履行による罰金の決定から一年以内によるものとする。
- (4) 罰金は、発行者が法人の場合発行者の活動拠点を管轄する当局が、発行者が自然人の場合、発行者の居住地あるいは事業展開地を管轄する当局が、科し、徴収する。
- (5) 罰金の過程は、法の抵触が関係当局の知るところとなつてから一年以内にしかし法の侵害から3年以内に開始される。同じ義務の不履行が継続的にされている場合は、法の侵害が続いている時点から3年以内に開始されるものとする。
- (6) 罰金の額は、法的義務の不履行の重要性、方法、期間、およびその帰結に鑑み決定される。
- (7) 本法に基づき管轄局より科される罰金は、国庫に入るものとする。本法に基づき徴収された罰金が、プラハ特別区当局あるいはブルノ特別区、プルゼニユ市、オストラヴァ市によるものの場合、当該自治体の歳入となる。
- (8) 本法にもとづく罰金は、特別法規制第8条に基づきものとする。
- (9) 本法に基づき科された罰金は、特別法規制第9条に基づき徴収される。
- (10) 上記にもとづいて罰金が科される義務の侵害は、罰金の支払いによって消滅するものではない。

第18条 一時的条項

- (1) 本法の効力が開始される時点で、現行法に基づき登録されている定期刊行物について、第7条第2項に定める情報を省に通知する発行者の義務は果たされているものとする
- (2) 本法発効日に終了していない登録手続きは、同日をもって排除される。提出された登録申

請は本法第7条第2項に従つて、定期刊行物の出版を希望する者による通知であるとみなされる。申請関係費は特別法規制に基づき返還される

- (3) 管轄当局は、省に対し、本法発行後3ヶ月以内に本法上項に基づき為された定期刊行物の登録情報を、引き渡す
- (4) 本法発効までに保存された出版申請の修正は、現在有効な法条項の基づくものとする
- (5) 本法発行前に開始された、修正の掲載に関する義務の過程は、現在効力を持つほう条項に基づき裁判所によって判断される。反論権
- (6) 本法発行前に科された罰金は、現行法によって支配される

第19条 廃止条項

下記の条項は廃止される

1. 1966年第81号 法律 定期刊行物およびその他のマス・メディアに関する法律
2. 1968年第84号 1966年第81号 法律 定期刊行物およびその他のマス・メディアに関する法律の修正に関する法律
3. 1990年第86号、1966年第81号 法律 定期刊行物およびその他のマス・メディアに関する法律の修正および追加に関する法律
4. 1999年第166号、1966年第81号 法律 修正された定期刊行物およびその他のマス・メディアに関する法律の修正に関する法律
5. 1964年第140号、教育文化省に対する定期刊行物の無料供与に関する規定

Klaus v.r.
Havel v.r.
Zeman v.r.